

## 前回までの専門調査会の議論における主な意見 (本日の議論と関連するもの)

### 人クローン胚を作成して研究する段階か

ヒトの胚を使うことは慎重にするべきであり、動物実験で調べられることは調べ尽くし、実用化の可能性とその有用性がはっきりしている必要がある。人クローン胚についてはまだその段階ではない。

ヒトの胚を用いて研究しないとわからないことがたくさんある。特に基礎研究の場合は、安全性の問題もないので早く開始するべき。

### 人クローン胚とヒト受精胚の取扱いの整合性はどうか

人クローン胚もヒト受精胚も位置づけは同じ。従って、研究目的で人クローン胚の作成を認めるならばヒト受精胚の作成も認めることになるはず。

人クローン胚とヒト受精胚は基本的に同じだが、例外があってもいいのではないか。

ヒト受精胚と人クローン胚は、生命の誕生が想定されているかどうか、プロセスが自然かどうかという点で違う位置づけを持つと考えられないか。

### ヒト受精胚等はどうのような存在か

ヒト受精胚を人とは言えない。既にヒト受精胚からES細胞を作成することを認めている。

ES細胞は余剰胚を有用な研究に使うという背景で認めたもので、それを認めたからヒト受精胚は人ではないとしたわけではない。

原則「人」と同じだが、例外はありうるということではないか。

人の命にも様々な段階があり、胚の生命が出生後の権利・義務を有する人の命と同じには考えられないのではないか。

人ではないが人に近いものとして尊重されるべき存在ではないか。

一律に「人」か「もの」かを決めるのではなく、目的によって異なるのではないか。

## 事務局ヒアリングにおける関連する主な意見

### ・人クローン胚を作成して研究する段階か

- ・体性幹細胞の多能性の実験は再現性に乏しく道筋が見えない。ES細胞は、マウスでも系統により取れないし、ラットでは出来ない。それに対し、クローン胚作成は、種による違いが少ないようである。ただし、今すぐに人クローン胚を使わなくても、動物で研究開発は出来る。最後の応用の時に、人クローン胚が解除されれば十分であり、焦る必要ない。
- ・人クローン胚の研究は時期尚早。マウス等で基礎研究をやるべき。ES細胞が本当に再生医療に使えるのか、技術が確立してから人クローン胚について検討すればよいのではないか。
- ・動物クローン胚が胚盤胞まで発生する確率は、一般的に2～3割。この数値は、動物により違う。マウスは比較的難しい。マウスでは使った卵子の数をベースにES細胞株を作れた効率は約8%。まずは、サルで試すべきである。人で成功率がどうなのか、まだ分からない。
- ・セラピューティック・クローニングは、基礎研究として、可能性は追求した方がよいと思う。

### ・人クローン胚とヒト受精胚の取扱いの整合性はどうか

- ・人クローン胚もヒト受精胚と同じく人の生命の萌芽であり、倫理的にこの両者は同じステータスとして取り扱うべきである。
- ・胚を人の生命の萌芽とすると、その発生は人になるということを前提とすべき。すなわち、作成は生殖補助医療の中で行うものに限るべきであり、研究利用のために生み出すのは禁止すべき。そのような意味でクローン胚の作成利用は認められるべきではないと考える。
- ・人クローン胚の研究利用を認めるかどうかは、結局、生殖以外の目的のために胚を作れるかどうかという問題になる。従って、そこをきちんと議論して

いく必要がある。

- ・胎児も将来人として生まれる時に人権が発生する。胚は生まれることを想定しない場合は、人権があると考えなくても良いのではないか。人クローン胚は、法律で子宮に戻すことを禁止されている。

## ・ヒト受精胚はどのような存在か

- ・ヒト胚は人になる可能性のある存在であり、単なる「物」とは異なると考える。従ってヒト胚の研究利用はなるべく慎重にするべき。純粹パーソン論者は「ドングリは椎の木ではないと同じように胚は人ではない」という主張をするがその主張には与しない。AIDで産まれた子供が自分の親を知る権利を主張するように、胚も人になればさかのぼって権利を主張するようになるだろう。
- ・いつから生命が始まるかと言われれば、最近流行のDNA中心主義からすれば個人の遺伝子全体が形成された時であり、受精の少し後の時期ということになるだろう。しかしその時点で「人の形」があるわけでもないので、世間一般の人々がそこに「人」を見るのは難しいかもしれない。
- ・まず実験目的の胚の作成は認めるべきではない。これを認めると、たとえ萌芽であっても人間の生命の意図的な手段化が認められることになる。
- ・胚を「人」か「物」かのいずれに区分するのであれば、受精の瞬間から「人」というのが論理的な帰結だと思う。その上で、どの段階まで、どのように利用して良いかという議論をするべきと考えるが、神経系が現れる（約14日）まで研究利用してもいいという意見には賛成できない。神経系を基準にすることによって脳死者や植物状態の者の蔑視にもつながってしまう。
- ・私自身としては、個人としての人の生命の始まりは着床完了（受精後14日前後）と受精後の8週間目のあいだに起こることであるが、線引きできないと思っている。ただし、人の生命が始まっていないにしても、ヒト受精胚は人の生命になる存在であり、慎重な取扱いをする理由は幾らでもある。
- ・胚の取り扱いについて検討をする際には、胚を「人」や「人の命」という固定化した存在にする必要はないと思う。「人の生命の萌芽」ということで、それ以下ではなく、それ以上の取り扱いをするということを考えればいいのではないか。

- ・胚自体は健常な成人と同じ段階の人権を備えているわけではないので、倫理上のステータスをそれぞれの発生段階で区別して考えることもあろう。しかし、人になるポテンシャルを持った存在に対する尊敬はあるべきだと思う。もし、相互的関係性を軽視して、その可能存在をモノとして操作・破壊するならば、それは日本人の伝統的倫理観でもあるものに齟齬するであろう。
- ・ヒト受精胚をどのようにとらえるかは、その人が置かれている状況に左右されるものなので、一義的な意味づけをするのではなく、その時々の人の主観を重んじることのできる柔軟性や幅をもたせられるようなやり方にするべき。
- ・ヒト受精胚をどのように取り扱うかは様々な場合があり、一律に決めることは不可能であるし、適切でもない。例えば中絶であれば女性の利益との比較衡量が必要であるし、胚の研究利用であれば研究の自由、医学の発展などと比較衡量が必要である。従って、pro-lifeやpro-choice流に一律に線を引こうとする考え方は適当ではないと考えている。
- ・胚の研究利用の議論をする際に、胚を「生命」か「物」かという2分論で考えるのではなく、どういう取扱いができる「生命」なのかと捉えるべき。私としては、胚は研究利用が出来る「生命」と捉えている。しかし、野放図にするわけにはいかず、当事者がきちんと話し合っ、インフォームドチョイスするということが必要であり、そのための枠組みの構築は必要である。
- ・ヒト受精胚は「生命の萌芽」であり、十分に尊重しなければならない。しかし、それに対し何ら介入が許されないことはないという考え方が、英国のワーノック・レポート以降の国際的なコンセンサスではないかと考えている。
- ・「人の生命の萌芽」以上と言っても胚の絶対的な保護ということでもなく、人になりうるものとして十分尊重するということだと思う。そういう考え方の中で、一定の研究利用は許されるのではないかと考える。
- ・胚に関しては、道徳的ないし倫理的ステータスを持ったものとして扱うならば、「人」に準じた扱いをすべきことになるだろう。その場合、胚を毀損するような研究は許されなくなるだろう。しかし、胚を「物」として扱うならば、その毀損を生じるような研究も許されよう。もちろん、その場合であっても、人になりうるものとして高い道徳的価値は認められるべきであり、そうであれば「物」として扱うとしてそんなに問題はないのではないかと思うが、プ

ロライフの人たちの議論をどう整理していくかがポイントとなる。

- ・ 胚の保護については、胎児よりもさらに弱くてよいというのが、現在の社会通念であろう。
- ・ 目的が正しければ（胚を使った研究により人類の生き残り戦略に無害であるもの）、研究のための胚の作成も否定できるものではない。